

答 申 第 6 6 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 1 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 5 月 9 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「鈴鹿、松阪の両保健所に於いて、令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの期間に作成された TNR（※）事業の実施地域に対する告知及び報告の文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が行った令和 4 年 5 月 23 日付け公文書不存決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるといものである。

（※）TNR

Trap Neuter Return の略で、飼い主のいない猫を捕獲して、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻すこと。飼い主のいない猫をめぐる様々なトラブルの軽減を図るとともに、地域猫として一代限りの命を見守っていく。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び審査会に提出された意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

TNR 事業を行うにあたり、各自治会へ配布した事業実施の告知及び報告のための文書（以下「チラシ」という）は、組織的に用いられる文書であり、たとえ単にひな形に地区ごとの数値を埋め込むかたちで作成されたものであったとしても、その性質上、三重県公文書等管理条例第 4 条の例外規定「処理に係る事案が軽微なもの」には該当せず、公文書として作成・保存されていなければならない。よって、実施機関は、事業を行った全ての地区のものについて、実際に配布したチラシの現物を控えとして保存しておくべきである。チラシには連絡先として実施機関の電話番号が記載されていることも考えれば、チラシを見た者からの問い合わせや疑義に対応するためにも、現物を残しておくことは当然である。

また、決定通知書には文書が保存されていない理由が十分に明記されておらず、不存の根拠が認識できないことも問題である。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当といものである。

県が主体となって実施している TNR 事業については、別途実施頭数等が記録された文書を保存しており、これらの文書から実施状況等を把握することができる。そのため、配布したチラシそのものまで実施機関で控えとして保存しておらず、印刷したチラシは

関係者を通して全て配布していたため、実施機関には残っていなかった。また、ひな型に上書き保存するかたちで作成しており、電磁的記録も残っていなかったため、公文書不存在の決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、TNR 事業を行うにあたり、各自治会へ配布したチラシは公文書であり、作成したチラシは、事業を行った全ての地区のものについて、実施機関の控えとして保存しておくべきであると主張する。

この主張に対し、実施機関の説明によると、事業を実施した地区や手術を行った頭数など事業の実施状況については、別途作成されている文書から把握することができるため、また、印刷したチラシは関係者を通して全て配布済みのため、実施機関に控えが残っておらず、チラシの電磁的記録についても、ひな型に上書き保存する形で作成していたため保存されていないとの理由で、公文書不存在の決定を行ったとのことであった。

当該チラシは、県が実施する事業について、対外的に周知するために作成されているものである。特に、TNR 事業においては、飼い猫を誤って捕獲し、手術を行ってしまうと、県民の財物を毀損することになるため、当該チラシには捕獲活動期間など、県民が自らの財物を守るために必要となる重要な情報が記載されている。それにもかかわらず、チラシの現物はおろか、チラシの電磁的記録さえ保存していないという状態は、公文書の管理上、問題がある。

また、文書を開示しない場合の理由付記（条例第 15 条）については、開示請求者がその理由を明確に認識し得るものである必要があると解されている。本決定において、実施機関は、公文書不存在の理由として「鈴鹿保健所において、令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの期間に TNR 事業の実施地域に対する告知及び報告の文書は保存されておらず、公文書として存在しません。」と記載しているが、なぜ文書が存在しないのかが書面からは知り得ることができず、不十分なものであったと言える。

もつとも、実施機関の公文書管理には前述のとおり問題があるものの、他の公文書で事業の実施状況等を把握できることからチラシを保存していなかったとする実施機関の説明自体は不自然とまではいえず、また、理由付記についても、形式上の瑕疵を理由に本決定の取り消しを求めるまでではないため、実施機関の決定自体は妥当であると判断せざるを得ない。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 8 . 2 2	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 9 . 1 2	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 4 . 9 . 1 4	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4 . 9 . 2 6	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 4 . 1 0 . 4	・ 実施機関からの意見書の受理
R 4 . 1 1 . 7	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 5 回第 1 部会)
R 4 . 1 2 . 7	・ 審議 (令和 4 年度第 6 回第 1 部会)
R 5 . 1 . 2 0	・ 審議 ・ 答申 (令和 4 年度第 7 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。